

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の調整額の 算定方法を定める省令の改正について

令和元年12月
農林水産省

○ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の概要

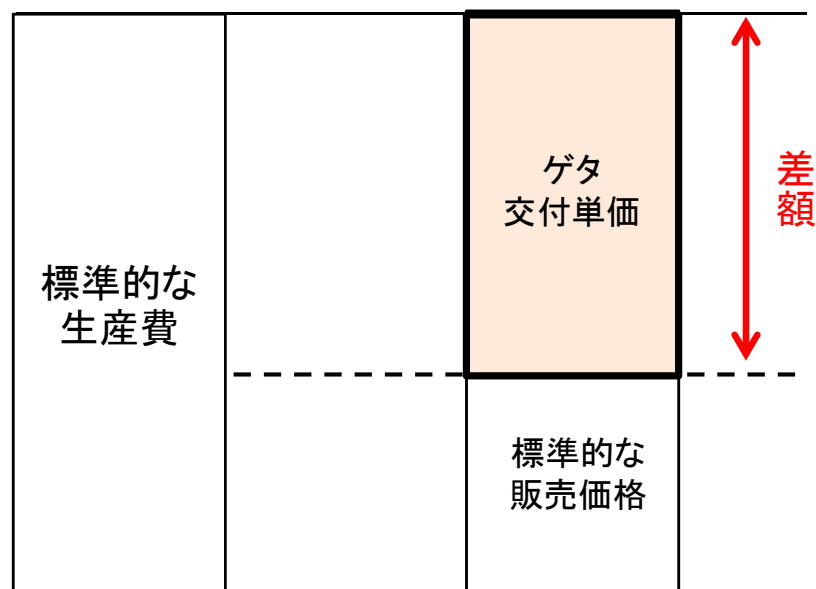
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下、担い手経営安定法という。)に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)を実施。

交付対象農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

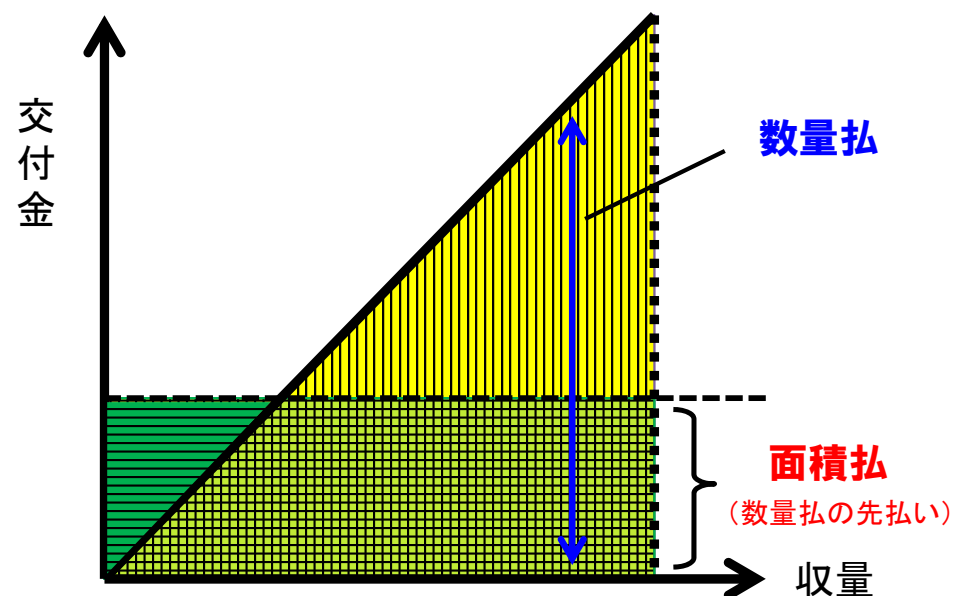
交付対象農産物：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

支払方法：数量払を基本とし、数量払の先払いとして面積払を支払う

【交付単価のイメージ】



【数量払と面積払との関係】

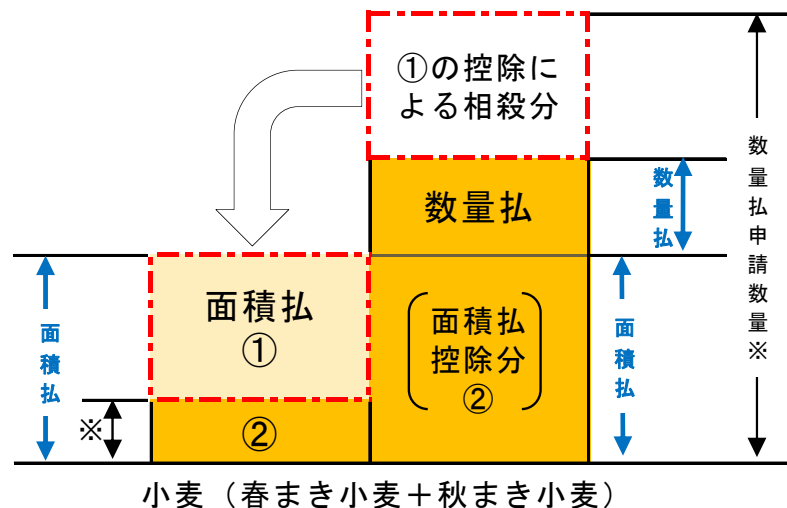


○ 小麦に係る調整額の算定方法を定める省令の改正について①

- 春まき小麦と秋まき小麦では作期や栽培条件が異なるにもかかわらず、現行の整理上、「小麦」という1つの区分での扱いとなっていることから、自然災害等でどちらかが低単収となった場合、数量払から面積払を控除する際に数量の相殺が生じている。
- このため、算定省令の「麦にあっては小麦」の規定を、「春期には種する小麦」と「秋期には種する小麦」に改正する。

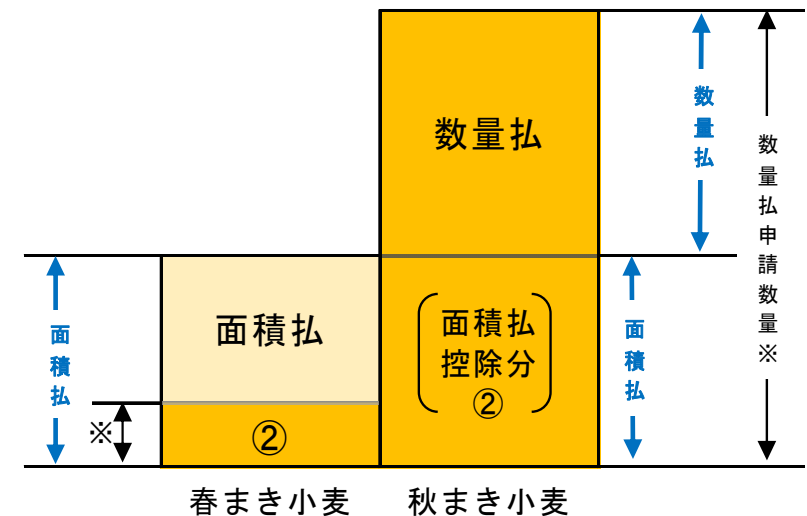
【現 行】

- 春まき小麦と秋まき小麦を区分せず、数量払を算定
⇒ 片方が不作だった場合、もう一方の数量で補った上で面積払を控除



【見直し後】

- 春まき小麦と秋まき小麦を区分
⇒ それぞれで数量払から面積払を控除



○ 小麦に係る調整額の算定方法を定める省令の改正案について②

省令名	現行	改正案
【省令】 ○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）	（生産条件不利補正対象農産物の要件） 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める要件は、次の各号に掲げる生産条件不利補正対象農産物（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物をいう。以下同じ。）の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 麦 種子又は麦芽の原料として使用されるもの以外のもの（<u>春期には種する小麦、秋期には種する小麦</u>、二条大麦、六条大麦及びはだか麦に限る。）であること。 二～六 （略）	同左
【算定省令】 ○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）	（調整額の算定） 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合 対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（<u>麦にあっては小麦</u>、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあっては、当該合算した金額）を合算した額 二 （略）	（調整額の算定） 第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。 一 当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合 対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（<u>麦にあっては春期には種する小麦、秋期には種する小麦</u>、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあっては、当該合算した金額）を合算した額 二 （略）

※ 関連施策の状況

○ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）・・・「春期には種する小麦」と「秋期には種する小麦」として区分している。

○ 農作物共済・・・「春まきの小麦」と「秋まきの小麦」として区分している。

(参考) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(抄)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産条件不利補正対象農産物を生産する対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物の種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の種類別の作付面積として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対策対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、生産条件不利補正対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額から、

調整額(同項第一号の交付金の金額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定した金額をいう。以下同じ。)を控除して得た金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した生産条件不利補正対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに生産条件不利補正対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価若しくは数量単価(以下「面積単価等」という。)を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正するに当たっては、第一項各号の交付金の交付により生産条件不利補正対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と生産条件不利補正対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。